

産廃処理施設に関する

環境省と三重県からの通知



(1) 産業廃棄物処理施設の維持管理対策の強化について

①産業廃棄物処理施設の定期検査制度の創設

(廃棄物処理法第8条の2の2及び第15条の2の2関係)

最終処分場（安定型、管理型）及び廃棄物焼却炉等の設置時に告示及び広告縦覧等の手続きが必要です。これらの施設の設置許可を受けた施設の管理者（設置者）は定期的に知事の検査を受けなくてはならないことが規定されました。

また、いつ検査を受けなければならぬかも規定されています。詳細につきましては、施設の設置者に協会から文書を送付します。

特に、平成5年3月31日以前に設置許可を受けた者にあっては、本年度中（平成24年3月31日）までに受検してください。（検査の申請等は各環境事務所にお問い合わせ下さい。）

②産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開

（法8条の3、第9条の3、第15条の2の3関係）

上記①の施設の設置者または管理者は、施設の維持管理に関する計画及び維持

管理の状況に関する情報について、インターネットの利用等適切な方法により公表しなければなりません。

※公表すべき情報は、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画、産業廃棄物処理施設の維持管理の状況
に関する情報（法第8条の4の規定に基づく記録事項と同様の事項）

※情報の公表は、公表する情報の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに公表（3ヵ年を経過する日）

※公表の方法は、インターネットその他適切な方法により公表する。インターネットでの公表が困難な場合はCD-ROMの配布や紙での記録を事業場で閲覧する等で公表。

③産業廃棄物処理施設における応急の措置にかかる記録作成義務（法第21条の2関係）

維持管理の技術上の基準において、維持管理に関する点検・検査等応急措置の記録を作成する。（3年間の保管義務：最終処分場は廃止するまで）

(2) 産業廃棄物管理票の運用について（廃棄物処理法第12条の3関係）

平成23年4月1日から改正廃棄物処理法が施行され、産業廃棄物管理票の運用についても平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課長から通知され、「産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされている義務である」とされています。そこで、産業廃棄物管理票の交付手続き、記載事項、管理票の送付及び管理票の写しの保存については廃棄物処理法を遵守されるよう十分留意してください。また排出事業者は産業廃棄物管理票の保管を5年と規定されました。

（法施行規則第8条の21の2）

※虚偽の管理票の交付の禁止（廃棄物処理法第12条の4第1項）

産業廃棄物の収集運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することは禁止されており、交付等した者は罰則の対象となります。

※管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることを禁止。

（法第12条の4第2項）

管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の処理を引き受けている事例が見受けられるが、この行為は、その産業廃棄物に処理責任を負う者が不明確とするものであり、不適正処理を助長する行為であることから、当該引受け行為を禁止し、違反者には罰則の対象とした。



※産業廃棄物管理票制度の詳細な説明は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が「マニフェストシステムがよくわかる本」を出版しますので会員の方には別途配布する予定です。

(3) 建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さの取扱いについて

平成23年3月30日付け環廃産第110329004号で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あてに「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」通知があり、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」が示されました。

本通知の中で、「建設混合廃棄物（建設廃棄物であつて安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているものから安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ（いわゆる「ふるい下残さ」）は、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。）とされました。

これらのことから、今後は「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」に基づき、産業廃棄物の適正な処理を行われますようお願いします。

※建設廃棄物処理指針（平成22年度版）のアドレス

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai-kensetu-sisin/kensetushorisinsin2.htm>

東日本大震災により生じた災害廃棄物処理の特別措置法の概要

「東日本大震災により生じた災害廃棄物処理に関する特別措置法」が平成23年8月12日（木）に成立しました。

①環境大臣は、特定被災市町村の長から要請があり、かつ、当該市町村の実施体制、専門的な知識・技術の必要性、広域的な処理の重要性を勘案して必要と認められるときは、市町村に代わって災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

②処理に要する費用は国の負担とする。この場合において、市町村は市町村が自ら災害廃棄物の処理を行ったならば国が市町村に交付していた補助の額に相当する額を控除した額を負担とする。

会員インタビュー

東北地方太平洋沖大地震で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故において、コンクリートポンプ車を提供された中央建設株代表取締役 長谷川員典様にお話を伺いました。

★その時のお話を聞かせて下さい。

東京電力福島第一原子力発電所にて震災後のヘリコプターによる散水を見てこの方法では自から限界と思い、ピンポイントに冷却出来る超ロングコンクリートポンプ車の出番と考えました。常務も社員も國の為にこの方法を東電に伝えてくれと申し出ました。なかなか連絡がつかず、地元の市・県・議員の先生の力を借りて、3月17日、保安院および東電と連絡がつき、3日後の3月20日の夕刻に要請があり、出発することになった。それから準備をし、社員3名と当機械2台が出発した。翌日、国交省の緊急通交証と案内により、スムーズに福島県小名浜コールセンターに午前10時に到着、東電の人と打ち合わせ後、レクチャーを開始、我が社の3人も参加し、52m2台分

中央建設株代表取締役
長谷川 員典さん



の指導をした。

下請の参加者も少なく、準備状態も悪く、暗闇状態の作業開始だった。この後3号機の爆発もあり作業はスムーズにいかなかった。しかし、このような時に我が社の提案は間違つたと思う。

★普段のお仕事についてお聞かせください。

我社は、土木元請工事とコンクリート打設事業・太陽光取付販売業（シャープ・京セラ）・健康事業部（岩盤浴・四日市市生桑町地内、TEL059-331-1149）を営んでいます。創業59年余の古い会社ではありますが、若い社員も60名と多く、新しい時代に向かって何ごとも恐れず「チャレンジ精神あるのみ」と徹底した我社スタイルの安全教育およびお客様のニーズに対応した各ゼネコンによる再教育を重ねることによって安全作業と品質保全に努力しております。今年は、震災による仕事の減少・景気悪化による社員の生活圧迫がないよう初心に返り営業してまいります。